

奈良県告示第三十八号

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）

第九条第八項の規定により特定希少野生動植物として平成二十二年三月奈良県告示第三百八十九号（特定希少野生動植物の指定）で指定した次の希少野生動植物について、その指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第六項の規定により告示する。

令和五年五月八日

奈良県知事 山下 真

希少野生動植物の名称

ニセツクシアザミ（キク科）